掲示期間 7.17-7.26

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年７月１７日

新潟市水道事業管理者

水道局長　長井　亮一

新潟市水道局管理規程第５号

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程（令和８年新潟市水道局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１１項を削る改正規定中、「第８条第１１項」を「第９条第１１項」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。